



住居表示制度について 昭和27年5月1日及びその関係する法律等により
 現在の区域に於ける町界を撤廃し、現行の区域に於けることになりました。
 この法律に定められた新しい住所のあり方は、いままでの町界を
 用いず、「街区番号」と「住居番号」を以て住所とします。
 ここで「街区番号」とは、いままでの町界に代わり、一定の区域を
 示すので、町内区域を道路、鉄道、川などで、いくつかのブ
 ロックに分け、その一つ一つのブロックに住所番号を付すので、
 また、「住居番号」とは街区番号のブロック内にある、特定の住
 居の個人用をもとに付した番号のことになります。
 したがって、新しい住所のあり方は、「街区番号」及び「住居番号」
 (街区番号)の組合せで示すこととなります。



凡 例	
—	新 町 界
—	街 区 界
⊙	街 区 行 号
●	住 居 番 号
—	道 路 又 は 通 路